

所定内手当支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、適正な給与計算処理を行うため、給与規程第4条及び第23条、有期社員就業規則第71条に基づき、所属社員に対して支給する所定内手当について規定したものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

第2章 達成手当

(支給対象者)

第3条 当該基準の達成手当適用対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 24/7Workout に所属する者でかつ、社員、契約社員またはアルバイトの者
- (2) 研修期間中の研修生ではない者

2 前項に関わらず、本社所属社員（管理職含む）でかつ、セッション（パーソナルストレッチ、リバウンドチェック、HIIT 含む）、オンラインセッション、物販、カウンセリング（一般職除く。ただし会社が認めたカウンセリングを実施するコールセンタースタッフは対象）、の職務を遂行した場合、5条第1項に規定する第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号の手当を支給対象とする。

(算定対象期間)

第4条 達成手当は、研修期間は算定対象外とし、算定対象期間は1日から末日までの1ヶ月間とする。

(達成手当の種類及び支給日)

第5条 達成手当は、以下の5つの手当で構成し、毎月の給与支給日に社員が給与指定口座として指定した口座に支給する。

(1) セッション手当

セッションの実施回数、延長回数に応じて、末日締め翌月支給とする。

なお、お客様の全額返金が発生した場合、当該お客様に提供した既セッション数は、当月または翌月に差し引いて計算するものとする。

(2) 物販手当

各販売商品の物販売上金額に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(3) 業績手当

各店舗の営業利益に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(4) カウンセリング手当

① 24/7Workout

成約入金額に応じて、末日締め翌月支給とする。

(5) パーソナルストレッチ手当

実施コース・実施回数に応じて、末日締め翌月支給とする。

(6) リバウンドチェック手当

実施回数に応じて、末日締め翌月支給とする。

(7) HIIT 手当

実施コース・実施回数に応じて、末日締め翌月支給とする。

(達成手当)

第6条 達成手当は以下のとおり計算する。

<24/7Workout 所属する者に適用する達成手当>

(1) セッション手当

①通常（延長）セッション

通常（延長）セッション実施回数×月間のカウンセリング及びセッション数（オンラインフィットネスセッション数、パーソナルストレッチ、リバウンドチェック、HIIT 実施回数含む。当日キャンセル分含む。）に応じた単価（詳細：所定内手当支給基準別紙）

なお、2024年2月1日より、産・育休を経て復職し、育児短時間勤務を申請した正社員または契約社員・アルバイト女性トレーナー（エリア長、統括エリア店長、本社スタッフ含む）がセッションを実施した際においては、申請期間または子が3歳を迎えるまでの期間のうち、先に到達する終了日までを上限に、別紙の育児短時間勤務者用に設けた単価テーブルを採用するものとする。

②オンラインフィットネスセッション

【単価】

オンラインフィットネスは、役職に関わらず、最低400円（1レッスン45分）とする。

なお、2020年10月実働分以降の単価は、個人のスキルおよび能力、経験等に応じて1レッスン45分400円から800円の範囲内で前月末日までに単価を決定し、適用する。

(2) 物販手当

一般、店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長、SVTR：

販売した商品（マシン販売含む）の定価価格（消費税抜）×2.5%

有期契約社員：販売した商品（マシン販売含む）の定価価格（消費税抜）×1.25%

なお、定期購入の2回目以降についても、適用する。

(3)業績手当

店長・店舗責任者：各店舗の営業利益×0.22%

統括エリア店長：担当する小エリアの営業利益×0.12%

エリア長：担当する大エリアの営業利益×0.12%

(4) カウンセリング手当

対象：店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長、SVTR

手当：成約入金額（消費税抜）×0.3%

(5) パーソナルストレッチ手当

対象：一般、店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長、SVTR、有期契約社員で社内試験に合格した者

手当：【15分コース】100円/回 【30分コース】200円/回

(6) リバウンドチェック手当

対象：一般、店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長、SVTR、有期契約社員

手当：200円/回

(7) HIIT 手当

対象：一般、店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長、SVTR、有期契約社員

手当：【15分コース】100円/回 【30分コース】200円/回

第3章 お客様紹介手当

(お客様紹介手当)

第7条 お客様紹介手当は、別に定めるお客様紹介制度に関する取扱い基準のお客様紹介件数に応じて、紹介されたお客様がコース契約（入金）を締結した月の翌々月支給とする。

2 お客様紹介手当は、お客様を紹介し、24/7Workoutへの入会に協力した場合でかつ、手当支給日に在籍していることを条件として支給する。ただし、当該手当は、紹介されたお客様がコース契約（入金）締結の翌月末時点で全額返金制度を利用していないことを条件とする。

3 24/7Workoutにおけるお客様紹介手当の支給金額は、紹介1件あたり5,000円とする。なお、紹介強化キャンペーン実施等の際には、期間を定めて金額が変更する場合がある。

4 24/7OnlineFitnessへの入会に協力した場合、以下通りお客様紹介手当を支給するものとする。

対象：一般、店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長、SVTR、有期契約社員

手当：オンラインフィットネス入会につき 1,500円/件

第4章 地域手当

(地域手当)

第8条 給与規程第24条および有期契約社員就業規則第59条に規定するその他手当について、

24/7Workoutに所属する無期社員（店長以下の役職に限る）および有期社員でかつ、勤務地が所

在する都道府県が下記の都道府県にあたる場合は、以下のとおり地域手当を支給する。

＜地域手当支給額＞

勤務地が所在する都道府県	地域手当
東京都	月の所定労働時間×113円
神奈川県	月の所定労働時間×112円
大阪府	月の所定労働時間×64円
埼玉県	月の所定労働時間×28円
千葉県	月の所定労働時間×26円
愛知県	月の所定労働時間×27円
京都府	月の所定労働時間×8円
兵庫県	月の所定労働時間×1円
上記以外の都道府県	0円

- 2 当該手当は、2023年10月1日より支給開始とする。
- 3 配属または人事異動により勤務地が変更となった場合は、配属後または異動後の勤務地が所在する都道府県に応じて支給額を見直し、支給額を決定、または支給停止とする。なお、月の途中で勤務地に変更が生じた場合は、変更日の属する月は、変更前と変更後の地域手当を比較していずれか高い方の地域手当を支給し、変更日の属する月の翌月から変更後の支給額を支給する。また、勤務地の変更により地域手当が支給対象外の勤務地となった場合は、勤務地変更日の属する月の翌月から支給停止とする。
- 4 当該手当は、法定外労働時間および休日勤務時間、深夜勤務時間に対する割増手当の算定基礎額に含めるものとする。

第5章 その他

(罰則)

第9条 本基準に定める給与の支給を受けるにあたり虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠り不当に給与の支給を受けたときはこれを返納させ事情によっては懲戒処分とすることがある。

(例外事項)

第10条 本基準にない事項は、その都度稟議により決定する。

(附則)

1. 本基準の変更は、職務権限規程によるものとする。
2. 本基準は、2019年2月20日付で給与規程より移行し、制定する。
3. 本基準は、2019年2月25日より改定し、施行する。
4. 本基準は、2019年8月1日より改定し、施行する。
5. 本基準は、2019年10月1日より改定し、施行する。
6. 本基準は、2019年12月1日より改定し、施行する。
7. 本基準は、2020年3月1日より改定し、施行する。
8. 本基準は、2020年8月1日より改定し、施行する。
9. 本基準は、2020年9月1日より改定し、施行する。
10. 本基準は、2020年10月1日より改定し、施行する。
11. 本基準は、2020年11月1日より改定し、施行する。
12. 本基準は、2021年3月1日より改定し、施行する。
13. 本基準は、2021年5月1日より改定し、施行する。

14. 本基準は、2021年9月1日より改定し、施行する。
15. 本基準は、2022年10月1日より改定し、施行する。
16. 本基準は、2022年12月1日より改定し、施行する。
17. 本基準は、2023年10月1日より改定し、施行する。
18. 本基準は、2023年12月1日より改定し、施行する。
19. 本基準は、2024年2月1日より改定し、施行する。